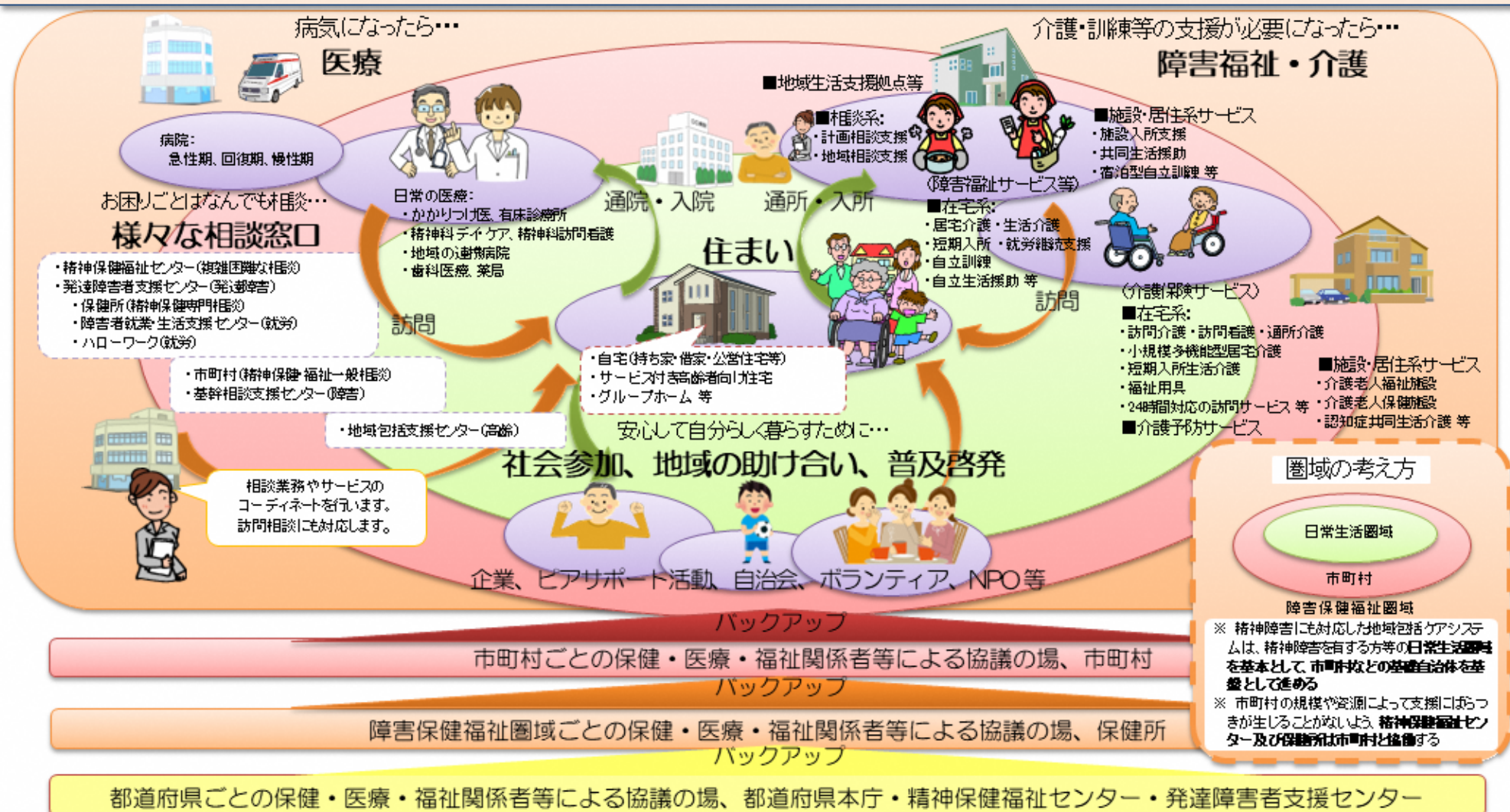


文京区精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム構築の推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向っていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



厚労省資料
より抜粋

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

■ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【国 事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須とする）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

【文京区にも包括構築推進の取り組み】

- 地域精神保健福祉連絡協議会を開催
- 「心のサポーター養成研修」を実施
- ピアサポート活動推進、家族への支援
- 措置入院患者の退院後支援
- 長期入院医療機関調査を実施
- 地域生活拠点等の整備

【文京区にも包括の経過】

- 令和元年度……地域精神保健福祉連絡協議会を協議の場として位置づけ
- 令和2年度……措置入院者の退院後支援を開始
- 令和3年度……地域精神保健福祉連絡協議会コア会議を開始
- 令和4年度……「心のサポーター養成研修」を開始
- 令和6年度……ピアイベント「ピアサポーターを知ってつながろう」を開催
- 令和4・7年度……長期入院医療機関量的調査実施
- 令和5-6・8年度……長期入院医療機関質的調査実施
- 令和8年度……企業向け心のサポーター養成研修、生活あんしん拠点でのピアサロン試行

地精協の取り組み

		R1ーR5年度			R6-R10年度		
文京区 地域精神保健 福祉連絡協議会		地域精神保健福祉施策を、関係機関との連携を図りながら体系的かつ総合的に推進するため、精神保健福祉対策に関すること、関係機関、関係団体との連絡及び協力の確保に関すること、精神保健福祉の知識の普及に関すること、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること、精神保健福祉施策の推進に関することを協議する。					
		R1 ➤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議会として位置づけ ➤ 協議会に求められる役割を整理し、共有 ➤ 地域の課題の共有のためのアンケートを実施		R3～R4 ➤ ざっくばらんな意見が出しあえる意見交換会開催＝コア会議 ➤ ピアサポート活動についての協議		R6 ➤ ピアプロジェクトチームの発足 ➤ ピアサポート交流会の開催 ➤ 協議会で「ピアサポーターを知ろう」講演	
		R2 ➤ 地域アセスメントの共有(コア会議、他の会議体からの意見を集約) ➤ 地域ビジョン(地域のあるべき姿)と具体的な目標の設定 ➤ 役割分担と令和6年度以降のロードマップを作成		R5 ➤ コア会議でピア活動についての意見交換 ➤ ピア活動についての情報収集と課題整理 ➤ 実務者連絡会でピアサポートを取り上げる		R7～ ➤ ピア活動の取り組み促進 ➤ 長期入院医療機関調査実施	
【各計画の動向】							
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
「文の京」 総合戦略		R2-R5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障害者の地域における支援体制の構築・強化を図るため、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置するなど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。	R6-R9 精神障害者の地域における支援体制の構築・強化 精神障害者が地域で安心した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等、精神障害者の地域支援に関わる関係者等において、保健医療・障害福祉の両方の視点から地域の課題等の議論を深め精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。				
文京区 地域福祉 保健計画	障害者・児計画	R3-R8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。				R9-R11(案)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 保健・医療及び福祉関係者による協議の場において、地域移行支援検討会議、精神障害者支援機関実務者連絡会及び安定化会議の3つの会議体を通じ、地域基盤整備、支援体制の整備及び個別の支援の検討を進めることで、重層的な連携による精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	
	保健医療計画	H30-R5 精神保健医療対策では、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するために、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる支援体制を充実していきます。	R6-R11 精神保健医療対策は、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、住民参加(就労)、地域の助け合い、教育に関する施策の取組を充実していきます。				

文京区における、協議の場の機能と協議内容の構造

地域精神保健福祉連絡協議会を活用

<会議体としての「協議の場」>

それぞれの会議から
課題を抽出

地域移行支援検討会議

精神障害者支援機関実務者連絡会

地域生活安定化会議

保健・医療を起点とした
基盤整備の検討

統合した
地域づくり
の検討

福祉を起点とした
基盤整備の検討

地域基盤の整備
の軸

支援体制の整備
の軸

個別支援の検討
の軸

- ・保健・医療に係る資源等の活用・開発
- ・地域の実情に応じた施策・制度等の検討

- ・保健・医療提供体制の構築
- ・体制構築に向けた課題抽出

- ・個別課題解決
- ・個別ケースから見える地域課題の抽出

- ・障害福祉サービスに係る資源等の活用・開発
- ・地域の実情に応じた施策・制度等の検討

- ・障害福祉サービスの提供体制の構築
- ・体制構築に向けた課題抽出

- ・個別課題解決
- ・個別ケースから見える地域課題の抽出

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた議論の統合

令和8年度「文京区にも包括」構築の推進(予定)

国・区の動向	文京区にも包括構築の推進に向けた主な取り組み
● 第8次医療計画 後期令和9年～11年度 ● 第8期障害福祉計画 令和9年～令和11年度 (成果目標:精神障害者にも対応した 地域包括ケアシステムの構築) ● 文京区障害者(児)計画策定 令和9年～11年度	◆ 地域精神保健福祉連絡協議会(2回/年) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のための協議 ◆ コア会議(2回/年) 地域精神保健福祉に係る課題の解決に向けた意見交換を実施 ◆ 地域移行支援検討会議(4回/年) 地域移行の取り組み推進を図る ◆ 実務者連絡会(3回/年) 精神障害者支援機関の連携及び職務遂行能力の向上を図る ◆ 地域生活安定化会議(4回/年) 治療中断リスクの高い精神障害者の地域生活の安定化を図る ◆ 長期入院医療機関質的調査 長期入院患者実態を把握し、地域移行に向けた効果的な支援体制を検討する ◆ 心のサポーター養成研修(6回/年) こころの不調を理解し、身近な人の不調に気づき、話が聞ける住民を養成 ◆ ピア活動の推進 生活あんしん拠点でのピアサロンの試行